

開示決定等の期限の延長について（通知）

齋藤 経史 様

文部科学大臣

松 本 洋 平

令和 8 年 8 月 12 日付け（令和 8 年 8 月 13 日受付）の行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 10 条第 2 項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 開示請求のあった行政文書の名称

「文部科学省内部公益通報対応要綱」第 10 に基づいて省改革推進・コンプライアンス室長が定めた行政文書、および内部公益通報の受付、受理、調査、進捗管理、結果通知等の具体的な対応手順を定めた規程、内規、手順書、マニュアルその他の行政文書一式

2 延長後の期限

令和 8 年 10 月 13 日（火）まで

3 延長の理由

開示・不開示の審査に時間を要することから、開示請求があった日から 30 日以内に開示決定等を行うことが困難であるため。

* 担当課等

大臣官房省改革推進・コンプライアンス室 Tel 03-5253-4111 内線 2043